

第 10 章 開発登録簿

(法第 46 条、第 47 条)

知事は開発許可を行ったときは開発登録簿（調書及び土地利用計画図）を作成し、公衆の閲覧に供することとなります。また、請求があった場合は開発登録簿の写しを交付することになります。

なお、平成 18 年の都市計画法の改正に伴い、国、都道府県等が行う開発行為で、協議が成立したものについても、開発登録簿を作成することになりました。

1 開発登録簿の閲覧

① 閲覧時間

- ・月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）
- ・午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
（正午から午後 1 時までを除く。）

② 閲覧場所

本庁許可分 : 建築課
広域本部許可分 : 各広域本部土木部

2 開発登録簿の写しの交付

希望される方は県規則に定める申請書を提出してください。

3 申請手数料

開発登録簿は、令第 36 条の規定により、開発登録簿調書と土地利用計画図をもって組成されており、1 通（開発登録簿調書の写し 1 枚）につき 470 円です。この開発登録簿調書と土地利用計画図は別扱いになりますので、2 つとも請求ということになりますと合わせて 940 円となります。（265 ページを参照）